

公有財産売買契約書（案）

沼田町（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する次の物件（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

（1）物 品

名 称	仕 様	摘 要
除雪トラック (7 t 専用車 (4×4))	7 t 級 4 × 4 専用型・アングリングプラウ 路面整正装置付	

（売買代金）

第2条 売買代金は、金 円とする。

2 乙は、前項の売買代金 金 円を、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

（所有権移転の時期等）

第3条 売買物件の所有権は、乙が売買代金（指定期日までに売買代金を納入しない場合にあつては、第8条に規定する違約金を含む。）を完納したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 売買物件は、前項の規定による所有権移転と同時に甲から乙に引き渡しが行われたものとする。
3 乙は、売買物件の引渡しが行われたときは、直ちに物件引受確認書を甲に提出しなければならない。

（従物の帰属等）

第4条 この契約は、現況有姿による売買契約であり、売買物件に従属する工作物等（以下「従物」という。）は、本契約に特別の定めがある場合を除き、乙に帰属する。この場合において、従物の撤去、売買物件内のごみ等の撤去は、乙の負担とする。

2 売買物件に塗装表示されている番号等は、甲の指示に基づき乙の負担により消去しなければならない。
3 乙は、第2項の消去が完了したときは、速やかに証拠写真を甲に提出しなければならない。

（名義の変更手続き等）

第5条 甲は、第3条第1項の規定により売買物件の所有権が移転したときは、乙に対し本物件の名義変更等に関する書類を交付しなければならない。

2 乙は、名義変更の手続きが完了したときは、速やかに車検証等の写しを甲に提出しなければならない。
3 名義変更に必要な費用は乙の負担とする。

（危険負担）

第6条 この契約の締結後、売買物件が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損害は乙の負担とする。

（かし担保責任）

第7条 乙は、この契約締結後売買物件に隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減額若

しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(違約金)

第8条 乙は、第2条第1項の売買代金の全部又は一部を指定期日までに納入しないときは、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額（その一部を納入した場合におけるその後の期間については、その納入金額を控除した額）につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める割合で計算した額の利息を付した額した違約金を甲に納入しなければならない。

2 前項の違約金は、第11条に規定する損害賠償の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約の定める業務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。

(原状回復義務等)

第10条 乙は、前条の規定によりこの契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、売買物件を原状に回復したうえで、甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として甲の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。

3 乙は、第1項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の名義変更等に関する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第11条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないために損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第12条 乙は、この契約が解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要費又はその他に費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(返還金)

第13条 甲は、この契約を解除したときは、既に受領済みの売買代金を乙に返還するものとする。ただし、契約の締結に要した費用は返還しないものとする。

2 前項の返還金には、利子を付さないものとする。

(相殺)

第14条 甲は、前条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第8条に規定する違約金又は第10条第2項若しくは第11条に規定する損害賠償として甲に支払うべき金額があるときは、それらの全部又は一部と当該返還金とを相殺できるものとする。

(契約費用の負担)

第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義等)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(管轄裁判所)

第17条 この契約に関し、甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の事務所の所在地を管轄する

裁判所を第一審の裁判とする。

(その他)

第18条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 北海道雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号
沼田町長

乙